

## 2014 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、国民健康保険制度について

##### (1) 国保税について

①国保制度の構造問題の解決を図ってください。

2012 年度の市町村国保の財政状況は、実質収支は 3055 億円の赤字で、赤字額は 33 億円拡大しています（厚労省発表）。法定外繰入金 3534 億円で赤字分を補填していますが、繰入する理由の 2 番目は、「保険料（税）の負担緩和を図るため」（28%）となっています。「医療給付費は増え続けるが低所得者が多いため保険料（税）を上げられない」という構造的な問題が根本にあるため、今後も実質赤字は増え続けることが懸念されます。

国保制度の構造問題の根本的な解決を国に働きかけてください。

**【回答】** 国民皆保険制度を将来にわたって安定的に維持・運営するため、国が主体となって、医療保険制度の一本化について、市町村保険者や関係機関と連携し、国等に対し要望してまいります。

②国保税を引き下げてください。

昨年も国保税の引き下げを要請しましたが、ほぼ全ての自治体が「引き下げは困難」との回答でした。困難の理由に、増え続ける医療費、基金の枯渇、一般会計からの繰り入れの限界などをあげています。しかし、なお 5 世帯に 1 世帯以上は滞納世帯であり、国保税を「納めたくても納められない」実態が滞納世帯の大半を占めると想定されます。所得 100 万円、200 万円の世帯に占める国保税の割合が平均で 1 割を超えていることに示されています。

昨年 4 月、国保税が払えず国保に加入していなかった 62 歳の男性が、初診で食道癌末期と診断され、1 ヶ月後に自宅で倒れ死亡した事例が県内にあります。

住民、とりわけ滞納世帯の生活実態の把握に努め、憲法 25 条に基づく「すべて国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するために、国保税を引き下げてください。

**【回答】** 当村の国保税は、被保険者 1 人あたりで埼玉県市町村平均および町村平均より低額となっています。しかしながら、給付状況等から、年度によっては一般会計からの法定外繰り入れが発生しますので、国民健康保険事業の安定的な運営を確保するためには国保税の引き下げは困難と考えます。

③一般会計からの繰入金を増額して下さい。

国保税の負担緩和を図るため、一般会計からの繰入金を増額してください。

**【回答】** 国保財政は特別会計で処理しております。特別会計の性質上、一般会計からの繰入金を増額することは適切ではないと考えております。納税者に対して合理的な説明が果たせません。

④税の応能負担の原則を貫き、均等割と平等割の割合は引き下げてください。

国保税の設定は所得割を基本にし、応能割の割合を引き上げ、均等割りと平等割の割合を引き下げてください。

**【回答】** 国民健康保険税の賦課基準は応能割5、応益割5と考えており、現行では応能割が6を超えています。国保事業の健全運営を図るため、国保の広域化を進めていく中で、賦課方式の見直しや応能・応益割の標準化について検討いたします。

⑤国保税の減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

昨年のアンケートでは国保税を申請で減免された世帯は、県内全自治体で3745件、国保世帯の0.3%に過ぎません。滞納世帯率は22.3%であることから、減免対象者は多く潜在すると想定されます。申請自体も3782件と少ないことから、広報で繰り返し減免制度の内容を周知し、保険証にも記載をしてください。

昨年の要望に対する回答では、所得水準により適用される制度である法定の軽減率を「6割・4割」から「7割・5割・2割」に変更する自治体が増えました。貴自治体が「6割・4割」の場合、「7割・5割・2割」にしてください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、生活保護基準の何倍を基準にしているのか教えてください。

さらに国保税を減免した場合、国が減免額を補てんするよう要請してください。

**【回答】** 当村の軽減率は「6割・4割」です。国保税率の見直しとあわせ、軽減割合の変更も進めてまいります。

また、生活保護基準を目安とした減免規定はありませんが、納税相談等を通じて納税者の実態を把握し、減免の措置を講じています。

⑥地方税法15条にもとづく2013年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

**【回答】** 滞納処分の執行停止 2件

## (2) 保険証の交付について

①すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにして下さい。

資格証明書を発行されると、医療機関窓口での支払いは全額自己負担です。保険料を納付できない低所得者がとても負担できる金額ではありません。

受診抑制、手遅れ受診につながる資格証明書の発行はやめてください。

**【回答】** 資格証明書は発行していません。

②国保税の納付が困難な人でも、医療が必要な場合は誰でも保険診療が受けられることを周知してください。

**【回答】** 納税相談等の機会をとらえて周知してまいります。

### (3) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

74 歳の男性(無職)が頸部痛で今年 1 月に初診、肺癌と診断され入院しました。貯金はなく、妻が医療費扶助を市に相談中の 3 月に死亡しています。国保税は未納で、短期保険証が交付されていました。県内の事例です。

現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、生活保護基準の何倍を基準にしているのか教えてください。

**【回答】** 条例の制定は考えておりません。また、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。

**【回答】** 窓口相談等の機会をとらえて周知してまいります。

### (4) 国保税滞納による資産の差押えについて

①国保税の滞納については、説得と納得を基本に解決して下さい。

国保税の収納対策で差し押さえを「最も効果的」と考える自治体は全国 6 割強にのぼり、2012 年度に差し押さえを実施した自治体は 2 年連続で 9 割を超えました。差し押さえ件数は前年度比 14.8%増の延べ 24 万 3540 件と過去最多を更新、差し押さえ額は 896 億円です。埼玉県は全国最多の 109 億円となっています。

行政の国保担当部署と国保税を扱う部署は、密な連絡をとって個々の滞納者の生活・経済状況などを十分に把握し、給与や年金などの生計費相当額を差し押さえないようにしてください。

**【回答】** 国保税の滞納について、原則差し押さえは行っておりません。納税相談や訪問による面談において、説得を基本として納税をお願いしております。

②2013年度の主な差押物件と件数、および換価した件数と金額を教えてください。

**【回答】** 2013年度において差し押さえはありません。

#### (5) 保健予防活動について

①特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

**【回答】** 2013年度における特定健診受診率は47.39%で、県内第2位です。被保険者全員に健診の案内と申込書を送付し、行政組織を活用して回収し、受診しない方にはその理由を聞き取っています。

当村は自己負担1,000円をお願いしていますが、今後無料化に向けて検討してまいります。

②ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくして受診を促進してください。特定健診との同時受診ができるようにしてください。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめてください。

**【回答】** がん検診の自己負担は300円で、70歳以上の方は無料としています。今後無料化について検討してまいります。

また、特定健診とがん検診が同時に受診でき、かつ、複数のがん検診が受診可能です。なお、子宮がん検診は個別検診を実施しております。

③子どもに必要な予防ワクチンは、公費による定期接種化にしてください。

水ぼうそう、おたふくかぜ、B型肝炎、ノロウイルスなど、任意予防接種は費用が5000円～8000円もかかるなど、経済的に大きな負担です。子どもに必要な予防ワクチンは、公費による定期接種化にしてください。

**【回答】** 当村では、2013年度よりおたふく、水痘、ロタウイルスの予防接種を村単独事業として実施しております。

④住民も参加する健康づくりをすすめてください。

健診受診率の向上など健康づくりの取り組みは、住民参加が機能してこそすすみます。保健師と住民が一緒になって、保健センターのなかに健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。

**【回答】** 保健センターが主体となって、住民との協働による健康づくりに取り組んでまいります。

## (6) 国保運営への住民参加を強めてください

①国保運営協議会の委員はどのように選出しているのか教えてください。医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

**【回答】** 当村の国保運営協議会は9名の委員で構成しており、うち被保険者の代表として3名の方に委員をお願いしています。選任方法は、地域のバランスなどを勘案して村長が委嘱しているものです。地域の実情がありますので、公募については考えておりません。

②国保運営協議会が公開されていない場合は、傍聴できるようにしてください。議事録も公開してください。

**【回答】** 会議は原則公開です。議事録は、東秩父村情報公開条例に基づき公開いたします。

(7)市町村国保の都道府県単位化については、あらためて検討して国と県に意見をあげてください。

昨年12月5日に成立した「社会保障制度改革プログラム法」では、国保の都道府県化について、関連法案は2015年通常国会での提出を目指し、2017年度までに実施するとしています。

厚労省は「国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議」（国保基盤強化協議会）を開始しました。全国知事会はこの協議会への参加の条件として次の3点を求めています。①地方の合意が得られない限り、改正法案等の提出を行わないこと、②財政基盤の確立及び今後赤字を生み出さずに運営するための財源を国の責任で確保すること、③国保の構造的問題の分析と解決策の議論、地方の了解の上で国保運営の役割等の分担をおこなうこと。

しかし厚労省は、構造的問題の解決の方向を示してはいません。運営の主体が都道府県に移行しても、保険料の賦課・徴収と県への納付、被保険者の管理、苦情処理などの窓口対応など、困難な仕事ばかりが市町村に押しつけられる可能性があります。これでは国保の財政問題も解決できないのではないのでしょうか。

貴自治体においても被保険者や医療従事者の代表を含めて、あらためて検討を行い、国や県に意見を上げてください。

**【回答】** 国民健康保険制度は、構造的な問題を抱えており、この問題の解決なくして国保制度の安定的な運営は困難と考えます。国民皆保険制度を将来にわたって維持するためにも、国が主体となって、医療保険制度の一本化を進めるよう、関係機関と連携のうえ要望してまいります。

## 2、後期高齢者医療制度について

(1) 正規保険証の取り上げと滞納による差し押さえはやめてください

①短期保険証の発行はやめてください。

後期高齢者医療制度の被保険者で短期保険証を交付された人は全国で 23,140 人（昨年 20,991 人）、埼玉で 37 人（昨年 18 人）と発表されました（厚労省 2013 年 6 月時点）。貴自治体で短期保険証を交付された人は何人いますか。短期保険証発行につながる広域連合への報告は行わないでください。

**【回答】** 短期保険証の発行はありません。

②保険料滞納者に対する機械的な資産の差し押さえはやめるよう広域連合に働きかけてください。

個々の滞納者の生活・経済状況などを十分に把握し、困窮者を追い詰めないようにしてください。とりわけ給与や年金などの生計費相当額の差し押さえはしないよう広域連合に働きかけてください。

なお、貴自治体で差押物件があれば換価した件数と金額を教えてください。

**【回答】** 保険料の滞納による資産差し押さえは、法律や制度に基づき適正に執行されるものと考えております。なお、当村の差し押さえはありません。

## (2)健康診査などの本人負担をなくしてください

①健康診査などの費用の本人負担をなくし受診しやすくしてください。

**【回答】** がん検診などは、70 歳以上の方は無料ですが、健康診査は 1,000 円の自己負担をお願いしております。今後、無料化について検討してまいります。

②人間ドックへの補助制度を創設・拡充し、本人負担をなくしてください。

**【回答】** 財政的理由から補助は困難です。

③宿泊施設への補助制度を創設・拡充してください。補助対象となる施設を増やしてください。

**【回答】** 財政的理由から補助は困難です。

## 3、医療提供体制について

(1)地域医療が確保できるよう国や県に意見を上げてください。

社会保障制度改革国民会議の報告書によると、今後の医療提供体制が大きく再編成される動きが強まっています。県が地域医療ビジョンを策定し、各病院に対して今後の病床機能の報告を求めるとしています。

住民にとって医療提供体制の縮小・再編成につながらないように、貴自治体の地域医療がしっかり確保できるように国や県に意見を上げてください。

**【回答】** 近隣自治体や関係機関と連携を図り、対応してまいります。

**(2) 救急時の医療体制を整備してください。**

台風や大雨、大雪などの自然災害の被害が多発しています。このような中で、災害時には救急を担う医療機関の整備は重要です。小児医療、周産期医療、救急医療、災害時医療などの不採算医療については民間病院での対応は厳しいことから、公的責任を果たすことが求められています。

埼玉県は第6次地域保健医療計画を策定し、「29 病院で 1854 増床」、「5 疾病 5 事業及び在宅医療」の目標値が示されています。貴自治体が管轄する地域の目標値と見通しについて教えてください。

**【回答】** 当村の医療機関の現状は、村外から第1・第3月曜日の月2回のみ医師が来る診療所しかなく、救急時の医療体制については、比企郡小川町にある小川赤十字病院を中心に近隣市町の医療機関に頼っている状況です。

こうした中、救急医療体制の拠点とも言うべき小川消防署東秩父分署は、平成30年度に建て替えが決定しています。また、地域医療の拠点となっている小川赤十字病院の第1期建て替え工事も今年2月に着工され、平成28年3月に完成予定となっており、地域の救急医療体制の機能充実は着実に進んでいます。

しかしながら、救急時の医療体制の整備や在宅医療の推進は、村単独で進められるものではなく、埼玉県や近隣自治体と協議し連携を図りながら、計画目標値が達成できるよう努めてまいります。

**(3) 県内の公立大学に医学部を設置するよう働きかけてください。**

2013年12月17日に復興庁、文部科学省、厚生労働省は「東北地方における医学部新設認可に関する基本方針について」を公表し、早ければ2015年4月に新設の医学部が開校する見通しとなりました。この関係三省庁の方針では「東北地方以外での医学部新設については」、「今後の状況等を踏まえ、今後検討する」としています。

埼玉県の医師不足解消に向けて、貴自治体としても国に向けて県内に医学部の新設が実現するよう強く働きかけてください。

**【回答】** 近隣自治体や関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

**(4) 埼玉県小児医療センターについては、現在地に小児医療機能を存続するよう、県にはたらきかけてください。**

埼玉県は県立小児医療センターをさいたま新都心に移転させる計画ですが、東部地域にこれまでどおり小児医療機能を存続するよう、県にはたらきかけてください。

**【回答】** 近隣自治体や関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

## 2、だれもが安心して介護サービスを受けられるために

### 1、第6期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第6期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得層の保険料は引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第6期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査が行われていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第5期介護保険事業計画の2年目である平成25年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

**【回答】** 第5期介護保険事業計画の実績を踏まえ、介護サービス給付費の増加が見込まれること、介護保険給付費準備基金も皆無であることから、介護保険料の引き上げは必須となる見込みです。保険料は、所得に応じた負担となるよう、所得段階を現行の6段階から9段階に見直す予定です。

2014年度末の介護給付費準備基金の残高は541,326円となる見込みです。

第6期介護保険事業計画の策定にあたっては、現在、高齢者の生活状況やニーズ等について調査を行っており、8月には調査結果がまとまる予定です。

2013年度の給付総額は414,372千円、被保険者数は1,090人です。第5期計画の推計では、給付総額385,910千円、被保険者数は1,093人を見込んでいますので、給付総額において7.3%増加しています。

### 2、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

いま策定をすすめている第6期介護保険事業計画策定にあたっては、低所得者の保険料、利用料の減免制度を拡充してください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

**【回答】** 低所得者に対して、介護サービス利用料の一部を単独で助成し負担軽減を図っています。

第6期介護保険事業計画では、所得に応じた負担となるよう保険料の所得段階を細分化する予定です。ただし、利用料については現行の減免制度を維持できるよう検討してまいります。

なお、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。



### 3、要支援者の訪問・通所介護を地域支援事業に移行する動きについて、国に意見を上げてください。

全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を、市町村が取り組む地域支援事業に移行することが国会で議論されています。受け皿となる事業所やボランティアを確保できるのか、これまでどおりのサービスを提供できるのか、国からの財政支援はあるのかなど、自治体からも不安の声があがっています。今後、自治体により介護サービスに差が出てくることも懸念されます。

要支援者への介護サービスを地域支援事業に移行することについて、貴自治体の認識をお示しください。また訪問・通所サービスを受けている人と家族はもとより、広く介護従事者、事業所の声を聞き、国に意見を上げてください。

すでに自治体の地域支援事業に移行したサービスはありますか。移行した事業の実施状況を教えてください。また、今後、移行を考えているサービスはありますか。いつ頃、何を、どのように移行するかを教えてください。

**【回答】** 要支援者に対する訪問介護・通所サービスを市町村が取り組む地域支援事業に移行することについて、介護予防給付費が地域支援事業に移行された場合給付内容は市町村の裁量となり自治体間で給付内容に格差が出てしまうことが考えられます。現在利用しているサービスと同等のサービスが継続して受けられることにより安心して地域に住み続けることができると考えますが、受け皿となるボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の地域資源が少ないため、平成29年度末までに近隣自治体や関係機関と連携を図り、対応してまいります。

また、見直しを受けて地域支援事業に移行したサービスはありません。

### 4、介護が必要な高齢者に必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいられています。定期巡回・随時対応サービスの実施状況と課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。また医療との連携が課題と考えますが、介護を支える地域医療提供体制をどうするのか、その見通しについても教えてください。

特別養護老人ホーム大幅に増設してください。特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定するという動きがありますが、要介護2以下の人を締め出さないよう国に意見を上げてください。

要介護1と2の入所待機者数を教えてください。要介護3以上の入所待機者数も教えてください。

**【回答】** 定期巡回・随時対応サービスは現在実施していません。サービス提供事業者もないため、利用者もないのが現状です。

介護を支える地域医療体制の整備については、医師会、医療機関、近隣自治体と

連携を図り取り組んでいく予定です。

当村には特別養護老人ホームはありません。今後、施設誘致について前向きに検討していきます。特別養護老人ホームの入所基準の見直しについては、近隣自治体と連携し、対応してまいります。

なお、入所待機者数については次のとおりです。

要介護1・・・0人

要介護2・・・2人

要介護3・・・8人

要介護4・・・5人

要介護5・・・2人

## 5、地域包括支援センターの機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待される場所です。

どのように地域包括支援センターの機能を強化しようとしているのか、その内容と、人員体制について教えてください。

**【回答】** 現在、地域包括支援センターは直営1か所を設置し、保健師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名の計3名を配置しています。なお、地域支援事業のほかに介護保険業務も兼務している状況です。

介護予防事業の委託先もないため、ほとんどの事業を直営で実施しており、機能強化を図るためには人員増が必須となります。しかしながら、行財政改革に取り組んでいる現状から、職員の増員は困難であると考えます。

## 6、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行ってください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。

介護労働者がいきいきと働き続けられ、利用者・家族が安心して介護保険を受けられるようにするために、国の責任による処遇改善・制度充実を求めてください。

また介護労働者の定着率向上のため実施している施策がありましたら、教えてください。

**【回答】** 介護従事者の処遇改善については、近隣自治体や関係機関と連携を図り、要望してまいります。

また、介護従事者の定着率向上のため、現在実施している施策はありません。

### 3、障害者の人権とくらしを守るために

#### 1、障害者の暮らしの場を整備・拡充して待機者を解消してください。

県内で約 1300 人といわれている入所施設の待機者について、暮らしの場を検討する場を設置してください。その際は入所施設の整備をはじめ、グループホームも含め居住系施設の待機者解消に向け、計画化や計画の前倒し実施を進め、整備費や改築費の単独補助等を講じてください。また、市街化調整区域への活用も含め、待機者解消へ積極的な施策を講じてください。

**【回答】** 現在、村には居住系施設の待機者はありません。

また、東秩父村は都市計画区域外ですので市街化調整区域はありません。施設設置の希望があった場合は可能な限り支援をしていきます。

#### 2、重度障害者への医療助成を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度（福祉医療）で、県は 65 歳以上で障害の重度化や新規手帳を取得する重度障害者を、来年 1 月より対象から除外するとしています。障害者権利条約に照らして、根拠のない年齢による差別は撤回するよう、県に対し意見書を上げるとともに、当面、市町村の努力で継続してください。

また、給付方法を障害者のニーズにあわせ、窓口払いでなく現物給付方式にし、その全県化のため県に要請してください。

あわせて病状の安定や社会参加が求められる精神障害者 2 級までを対象とし、入院費も含めて助成してください。

**【回答】** 県に対しての意見書については検討していきますが、継続については、財政上の理由から困難と考えます。

現物給付は近隣の市や町の状況把握等広域的に検討していきます。対象者については埼玉県の規定どおりとさせていただきます。

#### 3、障害者権利条約の締結に伴い、本格的に障害者施策の立案や検討の場を設置してください。

市町村において障害者関係者を十分に参画させた諮問機関「障害者政策委員会」を立ち上げ、障害者関連施策の社会モデルの施策の推進へモニタリング機能を発揮させ、障害者の生活実態を把握するとともに、障害者権利条約について広報なども含め周知を徹底してください。

**【回答】** 障害者政策委員会は検討していきます。

障害者計画策定には障害者の生活実態を把握するとともに障害者本人や団体の意見等を伺いながら計画に盛り込んでいきたいと思っております。

4、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度等は、社会参加推進施策や移動保障として捉え拡充に努めてください。

福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は、障害者の移動保障や社会参加を支援する有効な施策であり、3障害共通の支援策と位置づけ、介護者付き添いや介護者運転も含め支給対象としてください。また、所得制限や年齢制限等のないものにしてください。なお、地域間格差を是正していくために、県一律の制度をめざすよう県への要望を強めてください。

**【回答】** 既に年齢に関係なく3障害に適用し、介護者の運転についても支給対象としています。所得制限についても、設けていません。

5、市町村の障害者福祉の事業を、さらに充実・発展させてください。

地域活動支援センターに対する独自の充実策を講じてください。とりわけ精神障害者の地域の拠点としての支援が必要な事業所(Ⅲ型センター)の運営は困難を極めている状況にあり、手厚い支援策を講じてください。また、障害者生活サポート事業を拡充してください。特に低所得者が利用できない差別的な制度を、利用可能な応能負担制度に改善してください。当面、非課税世帯までは無料としてください。

**【回答】** 財政上の理由から充実は困難と考えます。

障害者生活サポート事業は本人負担額を1時間当たり300円とし、埼玉県内でも低い額に設定しており負担軽減を図っています。

6、65歳以上の障害者に介護保険制度への移行を押しつけないでください。

障害者総合支援法との整合性の観点から、65歳を境にして介護保険利用を押しつけないでください。特に制度の趣旨が違うのに類似事業と称し介護保険優先を機械的に当てはめるのではなく選択できるようにしてください。当面、住民税非課税世帯は保険料・利用料負担を免除してください。

**【回答】** 関係各課の担当間(保健衛生課・住民福祉課)で協議し、利用者が選択できるよう支援していきます。

## 4、子どもたちの成長を保障する子育て支援について

1、認可保育所の拡充で待機児童を解消してください。

(1)待機児童問題の解決は、市町村または社会福祉法人による認可保育所の拡充が原則と考えます。認可保育所を新設・増設して、待機児童をなくしてください。

また土地賃借料への県費補助を創設するよう県に働きかけてください。国に対しては、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫補助を復活するよう

要望してください。

**【回答】** 待機児童はいません。

(2) 県は 4000 人分の受け入れ枠の拡大をめざし、国交付金による保育所の整備、県単独施策としての幼稚園による保育所の整備、企業を活用した保育所利用児童の拡大、家庭保育室の開設・拡充、家庭的保育(保育ママ)の推進を図るとしています。

こうした県の施策が、貴自治体でどう具体化されているのか教えてください。

**【回答】** 定員割れのため受け入れ拡大を図っていません。

認可保育所等の整備をする予定はありません。

## 2、子ども・子育て予算を大幅に増額してください。

(1) 保育所、幼稚園、学童保育などに関わる子ども・子育て予算を大幅に増額し、保育の質の向上、保護者負担の軽減、民間保育所の保育士の給与水準の向上を図ってください。

**【回答】** 村内には公立保育所 1 カ所、公設民営の放課後児童クラブ 1 カ所がありますが、予算の大幅な増額は財政上の理由により困難と思われま

(2) 認可外保育施設が認可施設に移行するための施設整備事業費を増額してください。補助対象となっている認可外保育施設や家庭保育室への運営費補助を増額してください。

**【回答】** 村には認可外保育施設や家庭保育室がありません。

(3) 保護者に対する保育料補助制度を創設・拡充してください。また国が定めている保育料の基準をもとに、貴自治体で独自に保育料を定めていると思いますが、そのために貴自治体が負担している金額を教えてください。2014 年度予算で、公立分と民間分のそれぞれの総額、および一人あたりの金額について教えてください。

**【回答】** 保育料補助については、国の階層基準額から 50～70%を補助し、保護者の負担軽減を図っています。

公立分 5,551,320 円

私立分 2,101,680 円

一人当たり 公立分 16,521 円

一人当たり 私立分 14,595 円

## 3、保育士はすべて有資格者とし、子どもの命を最優先させてください。

待機児童の解消のため、定員を超えての入所や定員の弾力化が公然となっています。認可外保育施設への依存が高まるなかで、子どもの育つ環境が低下し、子どもの事故があとを絶ちません。とりわけゼロ歳から 2 歳児の保育は専門的知識をより

必要とします。

保育事故の多くがゼロ歳から2歳児に集中している事実を踏まえ、保育施設に従事する保育士はすべて有資格者とし、その研修を充実させてください。

**【回答】** 村には公立保育所が1カ所あり、保育施設に従事する保育士はすべて有資格者となっています。研修については、県及び北部地区保育協議会等に随時参加しています。

#### 4、児童の処遇の低下や格差が生じないようにしてください。

(1) 保育所の統廃合、民営化、民間委託は市町村の判断とされています。児童の処遇の低下がないようにしてください。計画段階から保護者や住民の同意をつくるようにしてください。またすべての施設、事業において、保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。

**【回答】** 村には公立保育所が1カ所あり、統廃合、民営化、民間委託する予定はありません。

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施により、国と自治体の責任が後退し、保育の市場化により保育に格差が持ち込まれることが危惧されます。児童福祉法24条1項の保育実施責任を果たすために、認可保育所の整備を中心に置き、幼保連携型認定こども園への移行は促進しないでください。また児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準は、現行の基準を維持・拡充してください。

**【回答】** 基本的には保育の実施責任は市町村にあると思います。

児童福祉施設最低基準は、現行の基準を維持する努力をしていきたいと思っています。

#### 5、子どもの医療費助成について

(1) 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子育て世代を支援する子ども医療費助成制度は、入院では4市町が18歳年度末まで、59市町村が15歳年度末までを対象にしています。通院では3市町が18歳年度末まで、57市町村が15歳年度末までを対象にしています(2013年10月1日現在)。

高校進学率は97%を超えています。医療機関での窓口負担の心配をしないですむよう、高校で学ぶ子供たちにまで医療費助成の対象を広げてください。

**【回答】** 村では平成23年度から中学3年生まで拡大しました。高校3年生までの拡大は他市町の動向を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。

(2) 親が税金などを滞納していることを理由に、子どもを医療費助成制度の対象からはずすことはしないでください。

住民税や国保税、保育料、学校給食費などを滞納している世帯の子どもを、医療

費助成制度の対象外とする自治体があります。これは親の経済状態によって、子どもの健康維持に格差を持ち込むこととなります。「受益と負担の公平」を理由にしているようですが、親の問題を子どもに連鎖させていいのでしょうか。

また助成は償還払いではなく、現物給付(受療委任払い)にしてください。

**【回答】** 受給要件の設定はしていません。

平成23年4月より東松山市及び比企郡内及び東秩父村内の医療機関においては現物給付にしました。

## 6、学童保育について

(1)学童保育の運営についての基準づくりは、県の運営基準を最低ベースにして条例化してください。

2012年8月に制定された「子ども・子育て3法」にもとづく「子ども・子育て支援新制度」の準備が進んでいます。「新制度」にもとづいて市町村は、国の示す省令案にそって学童保育(放課後児童クラブ)の「設備及び運営について」の基準を条例で策定することになります。

埼玉県には2004年に策定した「県放課後児童クラブ運営基準」があります。その内容は、①児童数20人以上で3人の指導員配置、②常勤指導員を複数配置すること。常勤職員は有資格とする、③生活室は児童1人当たり設備部分を除いて1.65㎡以上、④集団の規模は40人を限度として41人以上は複数とする、などです。

基準の条例化に当たっては、県の「運営基準」を最低ベースにしてください。

**【回答】** 埼玉県放課後児童クラブ運営基準を最低ベースにして条例制定し、9月議会に提案する予定です。

(2)「特別支援学校放課後児童対策事業」を活用するクラブに対しては、県の単独補助を継続できるよう県に働きかけてください。

埼玉県は特別支援学校等の放課後対策事業として、全国に先駆けて1988年から障害児の学童保育に関する単独施策「特別支援学校放課後児童対策事業」を実施し、2011年には35カ所まで増えてきました。そして、障害児の放課後施策を求める世論を受けて国(厚生労働省)は、2012年度から「放課後等デイサービス事業」をスタートさせました。

同事業発足時から、障害児学童保育関係者の中では、現行施策との整合性が問題となってきました。

「特別支援学校放課後児童対策事業」を活用するクラブに対しては、県の単独補助を継続できるよう働きかけてください。また、「放課後等デイサービス事業」への移行を希望するクラブに対しては、確実に移行できるように支援してください。あわせて発達保障の観点をおさえた事業にしてください。

**【回答】** 村には公設民営の学童クラブが1カ所あります。

「特別支援学校放課後児童対策事業」を活用するクラブはありません。

## 7、就学援助制度について

(1)就学援助の認定基準は、生活保護基準引下げ以前の基準を維持し、消費税増税に対応する引き上げをしてください。

平成 25 年 8 月から生活保護基準が引き下げられましたが、厚生労働省は平成 26 年度の要保護児童・生徒の基準は 25 年度と同一にするとしました。準要保護児童・生徒の就学援助費について、文部科学省は平成 25 年度の基準財政需要額と同等にするとしています。さらに、消費税増税に対応して就学援助の支給金額を引き上げると通知しました。速やかに認定基準の維持と支給額引き上げを実施してください。

**【回答】** 平成 26 年度に要保護児童・生徒、準要保護児童・生徒に対して認定基準の維持と就学援助の支給額引き上げを実施しました。

(2)特に負担の大きい入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）と修学旅行費については、前渡し支給をしてください。

新入学生の申請を「前々年度所得」で 1 月に行い、3 月に入学準備金を支給することを石川県白山市では実施しています。また、修学旅行費の概算払い（前渡し）を実施している市町村は県内でも複数あります。

入学準備金、修学旅行費は高額のため低所得の世帯にとって負担が大きく、子ども同士の差別意識をつくりかねず、修学旅行に参加できない子どももいるなど、心に傷を残すことにもなりかねません。

**【回答】** 入学準備金（新入学児童生徒学用品費等）と修学旅行費の前渡し支給は実施していませんが、他市町の動向を踏まえ今後の検討とさせていただきます。

(3)平成 22 年から就学援助支給項目になったクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費を支給してください。

要保護児童生徒は勿論のこと、準要保護児童生徒についてもクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費の 3 項目が支給項目に加わっています。就学援助費を受給していても、教材費や体育実技費など学校教育費の負担はとて重くなっています。3 項目を支給項目に適用してください。

**【回答】** クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費は支給していませんが、他市町の動向を踏まえ今後の検討とさせていただきます。

## 5、住民の最低生活を保障するために



### 1、生活保護の申請は口頭でもできることを徹底してください。

生活保護の申請窓口では、申請は口頭でもできること、書類が整わないことを理由に申請拒否をしないことを徹底してください。申請を受理する前の検診命令、休職活動命令もしないでください。また自動車の保有や借金があることなどを理由に申請拒否をしないよう徹底してください。

制度の説明は申請者の立場に立って行い、まず申請意思を確認して速やかに申請書を交付してください。「申請書」及び「生活保護のしおり」を受付カウンター上の手に取れるところに設置してください。

**【回答】** 生活保護の申請は口頭でもできることとしています。また、書類が整わないこと、自動車の保有や借金があることなどを理由に申請拒否をしないようにします。申請を受理する前の検診命令、休職活動命令もしません。

制度の説明は申請者の立場に立ち、申請意思を確認して申請書を交付することとします。

申請書及び生活保護のしおりは受付カウンターの上にはありませんが、今後、設置を検討していきたいと思えます。

### 2、扶養が保護を受ける前提や要件でないことを徹底してください。

扶養義務者に対する調査や連絡については、扶養することが保護を受ける前提や要件でないことを明らかにしてください。扶養義務者に対する資産調査はしないでください。

**【回答】** 扶養義務者に対する調査や連絡については、扶養することが保護を受ける前提や要件ではないことを明らかにします。

### 3、扶養照会の強要はしないでください。

DVに限らず、申請者と家族・親戚関係の疎遠や悪化のおそれがある場合や、明らかに金銭的支援が難しい場合など、申請者が扶養照会を拒んだ時には照会を強要しないでください。

**【回答】** 申請者と家族・親戚関係の疎遠や悪化の恐れがある場合や、明らかに金銭的支援が難しい場合など、申請者が扶養照会を拒んだときは、照会を強要することはしません。

### 4、実態を無視した就労の強要はしないでください。

生活保護を申請する人や被保護世帯の実態を無視して、「低額であっても」などと就労を強要しないでください。また就労ができないことを理由に、保護の停廃止はしないでください。

**【回答】** 実態を無視した就労の強要はしません。

また、就労ができないことを理由に、保護の停廃止はしていません。

**5、家計簿やレシート、領収書の調査を強要しないでください。**

「支給した保護費の使い道は、原則自由」とする学資保険裁判の判決があります。この判決に違反する家計簿やレシート、領収書の保存と調査を強要しないでください。

**【回答】** 家計簿やレシート、領収書の調査をするようなことはしません。

**6、エアコン購入のための独自措置や灯油購入費用の助成をしてください。**

猛暑から命を守るために、生活保護費のみの世帯でもエアコンが購入できるよう、独自措置を実施して下さい。冬季加算の引き下げに加え、灯油の値段が高騰しています。灯油購入費用への助成を実施して下さい。

**【回答】** エアコン購入のための独自措置や灯油購入費用の助成については、財政上の理由から直ぐには困難と思います。今後、検討していきたいと思います。

**7、シェルター支援事業を積極的に活用してください。**

埼玉県やさいたま市では、家を失った人が住宅を見つける30日までの間、アパートやホテルを利用したシェルター支援を実施しています。貴福祉事務所でも積極的に当事業を活用して下さい。

**【回答】** 村内に宿泊施設が無い場合、福祉事務所と連携し対応していきます。

**8、ケースワーカーの数を少なくとも標準数まで増やしてください。**

各福祉事務所のケースワーカーを少なくとも標準数まで増やすとともに、資質を高め、要保護者、被保護者に親切に対応するよう指導して下さい。

ケースワーカーと被保護者の信頼関係を損ねる警察官OBの配置はしないでください。

**【回答】** 福祉事務所のケースワーカーを少なくとも標準数まで増やす要望するとともに親切な対応をお願いしたいと思います。

**9、保護決定通知書の書式は誰が見てもわかるものに改善してください。**

**【回答】** 保護決定通知書の書式は、支給決定者等、誰が見てもわかるものに改善要望していきたいと思います。

**10、生活扶助基準の引き下げを撤回するよう、国に意見書をあげてください。**

生活扶助基準引き下げ、消費税増税、物価高騰などで最低生活すら営めなくなっています。生活扶助基準の引き下げを撤回するよう、国に意見書をあげてください。

**【回答】** 近隣の状況等把握しながら検討していきます。

**11、公営住宅を増設・新設し、生活困窮者の住まいを保障してください。**

住宅は福祉と言われ、住居の確保は最低生活を保障する土台です。公営住宅を増やしてください。公営住宅に入れない低所得者には、家賃の補助を実施してください。

**【回答】** 公営住宅の増設・新設は財政上の理由から困難と思いますが、現在、公営住宅数棟の空きがあるため福祉住宅として対応できると思われれます。家賃の補助については、近隣の状況等把握しながら検討していきます。